

奨学資金返還の手引

～この手引は返還が終了するまで大切に保管してください～

松山市教育委員会
＜教育総務課 奨学金担当＞

〒790-0003

松山市三番町六丁目6番地1（市役所第4別館3階）

TEL：089-948-6869

～ 返還を開始される皆さまへ ～

松山市の奨学資金貸付制度は、奨学生の皆さまからの返還金をもとに、新たな貸付が行われます。**先輩から後輩へと引き継がれていく大切な資金**ですので、返還の意義と社会的責任を自覚し、次の奨学生のためにも、確実にご返還いただきますようお願いいたします。

なお、この奨学金の返還義務者は、**主たる債務者である奨学生ご本人及び2名の連帯保証人の方**です。このことを再度認識していただき、今後の返還をお願いいたします。

<返還情報>

返還が終了するまで必要な情報ですので、ご記入いただき保管してください。

奨学生氏名	
奨学生番号	
貸与総額	円
貸与期間	年 月 ～ 年 月
返還期間	年 月 ～ 年 月
返還方法	月賦払 ・ 半年賦払 (月・ 月) ・ 年賦払 (月) 口座引落 ・ 納付書払
返還金額	円／回 (最終回： 円)
連帯保証人氏名	

《奨学資金貸付金の返還について》

奨学資金貸付金は、**大学を卒業した翌月**（貸付を辞退された場合は最終貸付日の翌月から3ヵ月経過後）から返還が開始いたします。

ご提出いただく「奨学資金返還明細書」（第9号様式）に記載された方法（月賦・半年賦・年賦、口座引落・納付書）で、規定に従い、ご返還いただくことになります。

<奨学資金返還明細書（抜粋）>

返 還 期 間	年 月 から 年 月 まで						
返 還 理 由	卒業	退学	転学	死亡	辞退	停学	その他
返 還 方 法	年 賦 (返還月 月) ￥ 円 (最終回 ￥)	半 年 賦 (返還月 月, 月) ￥ 円 (最終回 ￥)	月 賦 ￥ 円 (最終回 ￥)				
	口座引落		納付書				
備 考							

※奨学資金返還明細書は記入要領及び本手引を参考に記入してください。

返還方法については、返還義務者である2名の連帯保証人にも共有してください。なお、連帯保証人に変更（非課税世帯になった場合や亡くなられた場合など）がある場合は、必ず「松山市奨学生異動届（第5号様式）」を提出してください。

< 1. 返還方法 > (口座引き落とし又は納入通知書(納付書)による払い込み)

(1) 口座引き落としによる返還

ご指定いただいた口座から自動的に口座引き落としを行います。納期限ごとに金融機関等へ行く必要がないため払い忘れがありません。

< 口座引き落としができる金融機関 > ※口座振替依頼書に記載しています。

*全 国 の 伊予・愛媛・阿波・高知・香川・四国・徳島大正・百十四・広島・山口銀行
四国労働金庫・ゆうちょ銀行及び郵便局

*愛媛県の 愛媛信用金庫・松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信用漁業協同組合連合会
(※金融機関の統廃合等により変更になる場合があります。)

◆引落日(納期限)

引落日は、納付月の月末です。該当日が土日祝日にあたる場合は、翌営業日になります。(例：1 月の場合、月末 1/31(日)のため、2/1(月)が引落日になります。)

○月賦返還の場合……毎月末に口座より引き落としされます。

○半年賦返還の場合…6月末・12月末にそれぞれ口座より引き落としされます。

○年賦返還の場合……12月末に口座より引き落としされます。

※半年賦・年賦の引落月は変更できますのでお申し出ください。お申し出がない場合は上記の月に引き落としされます。

◆申込方法

①指定金融機関へ口座振替依頼書を提出する

同封の口座振替依頼書に必要事項を記入し、ご利用される指定金融機関へ直接ご提出ください。提出先は、同じ金融機関であれば、支店は問いません。

※金融機関へご提出いただくと、3 枚複写の書類のうち、「申込者控」をお渡しされますが、金融機関によっては「松山市役所控」も一緒にお渡しされる場合がございますので、その際はお手数ですが、「松山市役所控」を松山市教育委員会までご提出ください。

②パソコンやスマートフォン等から口座振替を申し込む

詳しくは同封の Web 口座振替受付サービスのチラシをご確認ください。

引落口座について

貸付時は、奨学生ご本人様の口座にお振込みすることになっていましたが、返還時は、どなたの口座でも構いません。ただし、ご本人が主債務者であることに変更ありません。なお、これまでの奨学金振込口座と同じ口座を利用される場合でも、改めて口座引落の申込が必要です。

(2) 納入通知書（納付書）による返還

納入通知書を郵送しますので、下記の金融機関、納付書に記載のあるコンビニエンスストア、または松山市役所の各支所（市民サービスセンターを除く）で、納期限までに払い込みをしてください。下記の金融機関等で払い込む場合は、払込手数料は必要ありません。

＜納付書でお支払いできる金融機関等＞※納付書に記載しています。

- * 伊予・愛媛・阿波・高知・香川・四国・徳島大正・百十四・広島・山口銀行
愛媛信用金庫・松山市農業協同組合・えひめ中央農業協同組合・四国労働金庫
愛媛県信用漁業協同組合連合会
- * 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局
- * コンビニエンスストア（※納付書に記載しています）
- * スマートフォン決済アプリ
Pay B・支払秘書
（※詳細は、次頁◆スマートフォン決済アプリでの納付について、をご覧ください。）
（※金融機関等は、統廃合等により変更になる場合があります。）

◆納入通知書の発送月

返還方法	発送回数	発送月			納付月	納付期限
月 賦	年 3 回	4 月 (4～7 月分)	8 月 (8～11 月分)	1 2 月 (12～3 月分)	毎月	毎月月末
半年賦	年 2 回	4 月 (6 月分)	—	1 2 月 (12 月分)	6 月・12 月	6 月末・12 月末
年 賦	年 1 回	—	—	1 2 月 (12 月分)	12 月	12 月末

○半年賦・年賦払いで、6 月・1 2 月以外に納付月を設定している場合は、納付月が該当する発送月に送付いたします。（例：半年賦で 5 月と 1 1 月に納付月を設定している場合、4 月と 8 月に納入通知書を送付します。）

◆納付期限について

- 納付期限は、納付月の月末です。該当日が土日祝日にあたる場合は、翌営業日になります。（例：1 月の場合、月末 1/31(日)のため、2/1(月)が引落日になります。）
- コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行で払い込む場合は、納付書に記載してある納期限を過ぎると払い込みができませんので、ご注意ください。
- また、その他の金融機関では払い込みできない場合や、払込手数料が必要な場合がありますのでご了承ください。

◆納入通知書の送付先

納入通知書の送付先については、ご連絡をいただきましたら本人の住所地以外の所にも送付が可能ですのでご相談ください。

＊例えば、奨学生ご本人様が松山市外に居住、ご実家の方が松山市内に居住しており、ご実家の住所に送付を希望された場合、ご実家の住所にご家族宛で納入通知書を送付することができます。

◆スマートフォン決済アプリでの納付について

- 令和2年4月1日から、スマートフォン決済アプリ『P a y B』でお支払いが可能になりましたが、令和5年4月1日から、新たに『支払秘書』でのお支払いが可能になっております。納付書に印字している「バーコード」をアプリで読み取ることにより納付することができます。
- 詳しい利用方法等については、松山市ホームページをご覧ください。
(※『松山市奨学資金 スマートフォン決済アプリ』で検索できます。)
- なお、ご利用の際は、以下の点にご留意ください。

【ご利用上の注意点】

- 『P a y B』については令和2年4月以降に発行された納付書からご利用いただけます。(※それ以前に発行された納付書はアプリに対応していません。)
- 『支払秘書』については令和5年4月以降に発行された納付書からご利用いただけます。(※それ以前に発行された納付書はアプリに対応していません。)
- 領収書は発行されません。領収書が必要な方は、これまでどおり、金融機関や市役所(各支所)、コンビニエンスストアでお支払いください。
- 重複納付にご注意ください。決済後であっても、納期限内の納付書は、金融機関等で利用可能ですので、スマホ決済で納付した納付書は、再度使用しないようにしてください。
- 納付後の取り消し・変更はできません。
- 決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担です。
- 納付した返還金を松山市が納付確認できるまで2～3週間程度要します。

【スマホ決済アプリが利用できない納付書】

- 納付期限が過ぎた納付書
 - バーコードが印字されていない納付書
 - 1件あたりの金額が30万円を超えている納付書
 - 破損や汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書
- ※該当する場合は、金融機関や市役所(各支所)でお支払いください。

< 2. 返還方法の変更について >

○返還期間の途中で、一括返還や返還金の一部を繰り上げて返還することもできます。希望される場合は、教育総務課 奨学金担当までお問い合わせください。

一部繰上返還の例

毎月 16,100 円返還中で 6 月にまとめて 12 カ月分返還したい旨の申出があった場合

4 月 16,100 円、

5 月 16,100 円、

6 月 193,200 円 (12 カ月分繰上)

7 月 16,100 円… (それ以降は通常通りの月額返還です)

16,100 円 × 12 カ月 = 193,200 円

< 3. 住所を変更した場合 > (住民票の異動の有無は問いません)

○奨学生ご本人の住所を変更した時は、速やかに『松山市奨学生異動届 (第 5 号様式)』を提出していただく必要があります。必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

○「松山市奨学生異動届」の未提出により納入通知書等が届かないこと等があれば、住民票による調査や連帯保証人へ現住所を照会する場合があります。

○郵便局へ転居届 (郵便物の転送) を出された場合であっても、必ず「松山市奨学生異動届」をご提出ください。

○連帯保証人の転居等も「松山市奨学生異動届」の提出が必要となります。

住所の変更について

市区町村役場で住民票の異動を行ったか否かに関わらず、住所が変更になった場合は、必ず「松山市奨学生異動届」をご提出ください。松山市教育委員会からの通知等を確実に送達するためにも、お手数ですが、お願いいたします。

< 4. 氏名を変更した場合 >

○婚姻等で氏名が変更になった場合は「松山市奨学生異動届」を提出してください。

○また、口座引き落としによる返還をされている方で、氏名の変更により口座名義人氏名が変わる場合は、口座振替依頼書の提出、もしくは Web 口座振替受付サービスから引き落とし口座の申込が再度必要です。口座振替依頼書をご希望される場合は、教育総務課 奨学金担当までご連絡いただきましたら郵送いたします。

< 5. 連帯保証人を変更する場合 >

- 連帯保証人を変更する場合（非課税世帯となった場合や亡くなられた場合など）は、「松山市奨学生異動届」を提出してください。
- 「松山市奨学生異動届」に加えて、新しい連帯保証人の『住民税（市・県民税）の納税証明書』と『印鑑登録証明書』の添付が必要になります。

松山市奨学生異動届（第5号様式）について

奨学生ご本人様及び連帯保証人の住所・氏等について変更がありましたら、お手数ですが、その都度異動届をご提出ください。「松山市奨学生異動届（第5号様式）」は、当返還の手引に添付しているほか、松山市ホームページにも掲載しています。また、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

< 6. 返還が遅れた場合 >

- 返還期日を過ぎても返還していない場合には、『督促通知』及び納付書を送付しますので、督促納期限内までに早急に払い込みをしてください。
- 口座引き落とし予定日に、残高不足などの理由で指定口座より引き落としできなかった場合も同様に督促通知及び納付書を送付しますので、納入通知書に記載のある金融機関、コンビニエンスストア、または松山市役所の各支所（市民サービスセンター除く）で、督促納期限までに払い込みをしてください。
- 納入通知書を紛失した場合や、納期限を過ぎたため金融機関等で払い込みができない場合は再発行いたしますのでご連絡ください。

<<ご注意ください!!>>

滞納が続き、本人から返還がない場合、連帯保証人へ連絡・請求を行います。

お願い

冒頭にも記載していますとおり、返還される皆様の返還金をもとに、次の奨学生への貸付を行っています。次の奨学生のためにも、滞納することなく、確実にご返還いただきますようお願いいたします。

なお、一時的に返還が困難な事情がある場合等は、返還猶予制度（※次頁参照）などもあります。随時、納付についての相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

< 7. 奨学資金貸付金の返還猶予について >

- 大学院への進学や災害・傷病・失業などにより奨学資金貸付金の返還が困難であると認められる場合は、事由ごとに証明書を添付して申請していただきますと、その期間返還を猶予することができますのでご相談ください。ただし、猶予制度の適用は、納期未到来の返還金に限りますのでご注意ください。
- 申請に必要な様式『松山市奨学資金返還猶予申請書（第 11 号様式）』を送付いたしますので、事由が証明できる書類を添付して申請してください。
- 詳細については、教育総務課 奨学金担当までお問い合わせください。

事 由	猶 予 期 間	証 明 書	証 明 者 発 行 等
大学院への進学	その事由が継続する期間	在学証明書	在学学校長
災害	その事由が継続する期間 (1 年ずつ願出)	り災証明書	市区町村長・消防署
傷病		医師の診断書	医師
外国において学校に在学	1 年ずつ申請、5 年を限度	在学証明書又は事実を明らかにする証明書	在学学校長
失業中	1 年以内	雇用保険受給資格者証等の写又は離職証明	ハローワーク

< 8. 貸付奨学金の返還免除について >

- 奨学生又は奨学生であった方が、亡くなられたときや災害・心身の障害等やむを得ない理由で返還不能と認められるときなど、奨学資金の全部又は一部の返還が免除できる場合があります。
- 詳細については、教育総務課 奨学金担当までお問い合わせください。

松 山 市 奨 学 生 異 動 届

令和 年 月 日

(宛先) 松山市教育長

(〒 -)
本 人 住 所

(マンション名等)

フリガナ
氏 名
(Tel - -)

下記のとおり異動しましたので届け出ます。

学 籍 の 異 動					誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	1 本人	(新)
2 退学	令和	年	月	日		(旧)
3 停学	令和	年	月	日	2 連帯保証人	(新)
4 復学	令和	年	月	日		(続柄)
5 転学	令和	年	月	日		(Tel)
	新学校名					(印鑑)
	旧学校名					(旧)
						異動年月日
				理 由		

(注 1) 誓約書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付してください。また、住民税の納税証明書を併せて添付してください。

(注 2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付してください。

記入例：氏・住所変更(奨学生本人)

第5号様式

奨学生番号を記入
(7桁の番号)

(奨学生番号 XXXXXXX)

松山市奨学生異動届

申請日

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松山市教育長

(〒790-0001)

新しい氏・住所で
ご記入ください。

本人

住所

松山市一番町二丁目〇番地〇

(マンション名等)

つばきマンション1001号

フリガナ

タカマツ ハナコ

氏名

高松花子

(Tel 090-0000-0000)

下記のとおり異動しましたので届け出ます。

学籍の異動		申請書・誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	1 本人	(新) 〒790-0001 松山市一番町二丁目〇番地〇 つばきマンション1001号 タカマツ ハナコ 高松花子
2 退学	令和 年 月 日		(旧) 〒790-0003 松山市三番町二丁目〇番地〇 マツヤマ ハナコ 松山花子
3 停学	令和 年 月 日	2 連帯保証人	(新)
4 復学	令和 年 月 日		(続柄)
5 転学	令和 年 月 日 新学校名		(Tel)
			(印鑑)
	旧学校名		(旧)
			異動日を記入 令和〇年〇〇月〇〇日
		理由	婚姻のため

(注1) 誓約書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。また、住民税の納税証明書を併せて添付すること。

(注2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付すること。

★奨学生本人口座から口座引き落としにより奨学金の返還をされている方で、氏の変更に伴い、口座名義人の氏を変更する場合は、口座振替依頼書にて名義人変更のお届けが必要です。

記入例:連帯保証人の変更

第5号様式

奨学生番号を記入
(7桁の番号)

(奨学生番号 XXXXXXX)

松山市奨学生異動届

申請日

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松山市教育長

(〒790-0001)

本人

住所

松山市一番町二丁目〇番地〇

(マンション名等)

つばきマンション 1001号

フリガナ

マツヤマ ハナコ

氏名

松山 花子

(TEL 090-0000-0000)

下記のとおり異動しましたので届け出ます。

学 籍 の 異 動		申請書・誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	1 本人	(新)
2 退学	令和 年 月 日		(旧)
3 停学	令和 年 月 日 新連帯保証人の住所・氏名・電話番号・続柄を記入	2 連帯保証人	(新) 〒790-0002 松山市二番町3丁目4番地5 二番町ビル607号 コウチ ミ/ル 高 知 実
4 復学	令和 年 月 日		(続柄) 叔父
5 転学	令和 年 月 日		(TEL) 080-0000-0000
	新学校名 新連帯保証人の実印を押印		(印鑑) 高知
	旧学校名 旧連帯保証人の住所・氏名を記入		(旧) 〒790-0843 松山市道後町1丁目〇〇番地 トクシマ タロウ 徳 島 太 郎
		異動年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
		理 由	異動日を記入

(注1) 誓約書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。また、住民税の納税証明書を併せて添付すること。

(注2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付すること。